

令和8年4月 小学校入学予定児童の保護者の方へ

就学援助金（新入学学用品費）入学前支給のお知らせ

泉大津市教育委員会事務局

泉大津市では、市内で居住し、令和8年4月に小学校に入学を予定されている児童の保護者のうち、就学援助金の受給要件に該当し、新入学学用品費の入学前支給を希望する方へ、令和8年3月に新入学学用品費を支給します。

就学援助制度には、複数の支給項目（「学用品費」や「給食費」等）がありますが、今回の申請は、入学の準備時期に必要となる支給項目「新入学学用品費」のみが対象となります。その他の支給項目については、別途「令和8年度 小・中学校児童生徒の就学援助金」の対象となっており、令和8年5月に新たに申請をしていただく必要があります。令和8年4月下旬に学校からお子様を通じて「お知らせ」等を配布する予定です。なお、今回の入学前支給の申請をせずに、小学校入学後に就学援助金の申請を行い、令和8年度の就学援助金の受給要件に該当する場合は、「新入学学用品費」を入学後に支給します。（令和8年9月支給予定）

I 新入学学用品費の入学前支給を受けることができる方

令和8年2月末時点で次の(1)から(3)までの全ての要件に該当

- (1) 泉大津市内に居住している方
- (2) 公立小学校又は義務教育学校に入学予定児童の保護者の方
- (3) 令和7年度就学援助金の受給要件に該当する方（詳しくは裏面をご覧ください。）

2 援助の内容

- (1) 支給額 57,060円（1人につき）
- (2) 支給時期 令和8年3月下旬予定
- (3) 支給方法 指定された保護者の口座に振り込みます。（詳しくは裏面をご覧ください。）

3 申請受付期間・方法 混雑緩和のため、できる限りオンラインでの申請をお願いします。

受付期間 12月1日（月曜日）から12月26日（金曜日）まで

受付方法

- (1) オンライン受付

裏面記載の2次元コードまたはURLにより、「本市ホームページ」（12月1日公開）にアクセスし、ホームページ内の「申請フォーム（12月1日午後1時00分～12月26日午後11時59分まで受付）」より申請。

- (2) 教育委員会事務局教育部指導課（市役所3階）窓口受付

申請書については、裏面記載「本市ホームページ」（12月1日公開）の2次元コードまたはURLから「令和7年度就学援助金（新入学学用品費）入学前支給申請書」を印刷してご使用いただくか、窓口でお申し出ください。

（土曜日・日曜日を除く。初日は午後1時00分から受付、以降は午前9時00分から午後5時15分まで）

「本市ホームページ」について…
11月31日までは、
前年度版のホームページが
表示されます。

4 就学援助金の受給要件

A基準

前年度または本年度で、次のいずれか1つの項目に該当する世帯

- ① 市民税の非課税 ※未申告のときは認定不可。所得がない場合も市役所税務課へ申告が必要です。
- ② 市民税の減免
- ③ 児童扶養手当の受給
- ④ 生活保護の停止又は廃止 ※生活保護を受給されている方は申請不要。（生活保護費より支給されます。）
- ⑤ 国民年金保険料の免除
- ⑥ 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予
- ⑦ 固定資産税の減免（経済的に困窮している場合に限る）
- ⑧ 個人事業税の減免

B基準 令和6年中の所得が基準額以下の世帯

世帯人数	借家世帯所得額	持家世帯所得額
2人	2,711千円	1,985千円
3人	2,981千円	2,255千円
4人	3,251千円	2,525千円
5人	3,761千円	3,035千円
6人	4,178千円	3,452千円
7人以上	6人を超える場合、 1人につき417千円を加えた額	

※所得金額は「源泉徴収票の給与所得控除後の金額」などを参考にしてください。

※平成30年度税制改正を考慮して、給与所得及び公的年金等所得の合計が10万円以上ある方は、合計所得金額から10万円を(給与所得と公的年金等所得合計が10万円未満の方は両所得の合計金額)差し引いた金額が所得金額となります。

※借家世帯での判定には、借家に入居していることがわかる書類(契約書等)が必要です。

※同居されている方全員(住民票上は別世帯でも同一世帯とみなします。)の所得額の合計で判断します。また、配偶者については、単身赴任者等、住所が別の方も含みます。

申請時の必要書類

1. 口座確認書類（通帳またはキャッシュカードのコピー）

2. 該当する受給要件の確認書類（以下参照）

オンライン申請の場合は事前に写真をとっておくと、スムーズにご申請いただけます。窓口申請の場合は、1、2に加えて、[令和7年度 就学援助金(新入学学用品費)入学前支給申請書]をご持参ください。

※下記「本市ホームページ」(12月1日公開)の2次元コードまたはURLから印刷してご使用いただくか、窓口にてお申し出ください。

A基準

- ①所得証明書（今年度または前年度分）
※令和7年1月2日以降に泉大津市に転入された方のみ
(令和7年度1月1日時点で泉大津市在住の方は不要です。)
※その年度の1月1日に住民登録のある市町村から発行
- ③児童扶養手当証書のコピー
- ②、④～⑧該当の要件について確認できる書類

B基準

- ・借家にお住まいの場合は、借家に入居していることがわかる書類
(賃貸借契約書・領収書等)
- ・所得証明書（今年度）
※令和7年1月2日以降に泉大津市に転入された方のみ
(令和7年度1月1日時点で泉大津市在住の方は不要です。)
※その年度の1月1日に住民登録のある市町村から発行

5 問い合わせ先

泉大津市教育委員会事務局 指導課

(☎0725-51-7150)

本市ホームページ↓

R7年度版はR7年12月1日公開です。R7年11月31日までは、前年度版のホームページが表示されます。

<https://www.city.izumiotsu.lg.jp/kakuka/kyoikuinkai/shido/siyuennsyoureisyugakuenzyo/13801.html>

